

## 日本水道協会水道用品試験に関する規則改正箇所

水協発 第984号

昭和52年1月31日制定

平成15年3月31日改正

令和4年1月6日一部改正

令和7年3月21日改正

第1条 この規則は、日本水道協会（以下、「本協会」という。）が、水道用品の検査に必要な各種の試験について、~~製造工場~~検査申込者から依頼を受けて行う場合これに必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 試験は、日本産業規格、日本水道協会規格、検査通則及び検査施行要項の定めにより行う。

ただし、注文者の仕様書により行う場合は、この限りではない。

第3条 ~~本協会に試験を依頼しようとするもの~~試験依頼者は、試験依頼書（第1号様式）を提出し、別に定める試験手数料を納付しなければならない。

第4条 本協会は、試験手数料明細（第2号様式）及び試験成績書（第3号様式）を作成し、試験依頼者に発行する。

第5条 試験依頼者は、試験成績書（第1号様式）の再発行を請求することができる。この場合は、別に定める~~検査証明書~~品質適合証明書再発行手数料により納付しなければならない。

付 則

この規則は、昭和52年3月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(第 1 号様式)

受 付 年 月	年 月 日		
受 付 番 号	No.		
<b>試 験 依 頼 書</b>			
年 月 日			
<u>公社社団法人</u> 日本水道協会 御中			
<del>依頼</del> 所在地 _____ 工 場 名 _____			
下記について、日本水道協会水道用品試験に関する規則により、試験 を依頼いたします。			
<b>記</b>			
材 質		品 名	
依頼試験 項 目	数 量	試料採取 年 月 日	適用規格
引 張			
硬 さ			
荷 重			
備 考			

(第2号様式)

## 試験手数料明細 ( 年 月分)

No. \_\_\_\_\_

依頼者名 \_\_\_\_\_ 様

公益社団法人 日本水道協会

依頼試験項目	試 験		
	数	単価 (円)	手数料 (円)
引 張			
硬 さ			
荷 重			
試験手数料合計			円

(注) この「試験手数料明細書」は請求書ではありません。試験手数料は月集計のうえ  
請求します。



## 試 験 成 績 書

No. \_\_\_\_\_

試験依頼年月日            年    月    日

依頼品名 \_\_\_\_\_

工 場 名 \_\_\_\_\_

試験事項項目 \_\_\_\_\_

試験採取月日	溶解番号	品 名	铸造数量	規格 試験片記号	引 張 試 験					荷重試験		判 定	備 考
					引張強さ            N/mm <sup>2</sup> 以上		伸 び            %以上			荷重 N	伸 び		
					試験片の種類								
径 mm	有効断面積 mm <sup>2</sup>	最大荷重 N	引張強さ N/mm <sup>2</sup>	伸 び %									
							試験担当者	試験責任者					

試験の結果は、上記のとおりであります。

年    月    日

公益社団法人 日 本 水 道 協 会

試 験 成 績 書

No. \_\_\_\_\_

試験依頼年月日            年    月    日

依頼品名 \_\_\_\_\_

工 場 名 \_\_\_\_\_

試験事項項目 \_\_\_\_\_

試験担当者

試験責任者

試験の結果は、上記のとおりであります。

年    月    日

公益社団法人 日 本 水 道 協 会